

令和5年 第1回 新富町農業委員会会議録

(令和5年1月27日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 5 年 第 1 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 5 年 1 月 27 日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 5 年 1 月 27 日 午後 1 時 52 分 議長 閉会 令和 5 年 1 月 27 日 午後 2 時 22 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	安藝 眞充	×
	2 番	芳野 京子	○	10 番	川野 國廣	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	藤井 貞敏	○	12 番	長友 保	○
	5 番	水筑 祐子	×	13 番	猪俣 忠	○
	6 番	太田 茂	○	14 番	井崎 誠	○
	7 番	長友 万藏	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	前田 章男	○
会議録署名委員		13 番 猪俣 忠委員、14 番 井崎 誠委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	緒方 利行	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
	主 幹	濱藺 幸江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移
転・利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の集積計画承認について
- (5) 農地所有適格法人の承認について
- (6) 令和5年度農作業料金【参考】(案)について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権
移転・利用権設定の集積計画承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第7項の規定による利用権設定
(中間管理機構)の配分計画承認について

議案第5号 農地所有適格法人の承認について

議案第6号 令和5年度農作業料金【参考】(案)について

議長 ただ今から、令和4年第12回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名であります。定足数に達しております。

議長 12月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員に、13番 猪俣 忠委員、14番 井崎 誠委員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
 おはかりいたします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

 (異議なしの声あり)

議長 異議がないようですので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その1とその2は関連がありますので、併せて、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その1とその2について説明申し上げます。譲受人は■■■■さん、その1の譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字■■■■■■■■■■、登記地目が田の293㎡、所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■■万円となっております。

 その2の譲渡人は■■■■さんで、申請地は大字■■■■■■■■■■、登

記地目が田の 418 m²、所有権移転で経営規模拡大の対価額 16 万円となっております。

次に現地調査について報告します。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友 ないです。

議長 ただいま議案第 1 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 1 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 1 号については、申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その 1 とその 2 は関連がありますので、併せて、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 とその 2 について説明申し上げます。現地調査資料の 1 ページと 3 ページ、別途、お渡ししております資料と一緒に御覧ください。

その 1、その 2 ととも譲受人は■■■■さん他 1 名、譲渡人は■■■■さんです。

こちらの案件は、一般個人住宅建設に関連するもので、大字■■■■■■■■■■他 2 筆の地目が宅地の 291.64 m²に建設を予定して負いましたが、どうしてもその土地に建設するのには手狭であり隣接する今回申請を行う農地を足して住宅、進入路を建設することとしております。

その１ですが申請地は大字■■■■■■■■■■、田の 37 m²、申請内容は隣接する土地と併せて一般個人住宅の敷地面積 225.31 m²で、建築面積は 81.22 m²です。

その２が■■■■になり、田の 10 m²、その１に付随する進入路で隣接する土地と併せて 113.3 m²の内 10 m²になりますが、進入路で住宅用地として申請があるものです。

申請理由はその１、その２とも議案書記載のとおりで、第２種農地となっております。なお、土地代については、宅地と申請箇所２か所の総額で■■■万円となっており、その１が■■■■■■■■円で行回の申請した分が■■■■■■■■円となっております。その２の進入路の方が■■■千円の内今回 10 m²分が■■■■■■円になります。説明は以上となります。

議長 それでは地元委員を兼ねて現地調査の報告をお願いします。

4 番 藤井 貞敏委員

藤井 4 番藤井が現地調査の報告をいたします。この近辺はほとんど住宅街で、回りも新興住宅街となっております、申請のあった所もこれからきっと住宅の方になっていくということで、土地としては何ら問題もないと思います。以上でございます。

議長 ただいま議案第 2 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第 2 号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第 2 号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題と

いたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

10番 川野 國廣委員

川野 １０番川野が、その１の内容について説明をいたします。

譲渡人は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■さん、譲受人は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■■、田で 150 m²、譲渡価格が■■■■■■■■円ということになります。引き渡し時期は令和５年２月８日で、反当■■■■■■■■円ということになります。この案件については、平下委員との共同あっせんになります。よろしく審議をお願いします。

議長 つぎにその２の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

1 2番 長友 保委員

長友 それでは12番長友が、その2について説明します。

 譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字■■■■
■■■■、田3,140㎡でございます。公告年月日は令和5年1月30日、
対価額は■■■■■■■■円、10アールあたり■■■■■■円、経営規模
拡大で、藤井委員と共同あっせんになります。説明は以上です。

議長　　ここでおはかりいたします。その３については関係する委員がおられますので、ここでその３だけの審議及び採決を行い、その後、その３以外の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、その３について関係する委員に退席して頂きます。

事務局 それではその3の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

11番 中山 真一委員

中山 　では11番中山真一がが、その3について説明いたしたいと思いま

[illegible]

議長 質問等もないようですので採決します。

(全員挙手)

議長 関係委員には席に戻っていただきます。

14番 井崎 誠委員

譲受人は■■■■■■■■■■、譲渡人は■■■■■■■■■■
■■■■、申請地は大字■■■■■■■■他全77筆、畑の92,785.91㎡、
公告年月日は令和5年1月30日、対価額は■■■■■■■■■■円で
経営規模拡大の特例事業による売り渡しになります。水筑委員と共同
あっせんです。説明は以上です。

事務局　それでは、その5から説明を申し上げます。

その5の譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は大
字■■■■■■■■■■他全5筆です。畑の4,840 m²、公告期間は令和5

年2月1日から令和15年1月31日までです。期間借地の賃貸借設定で10アールあたり■■■■■円、経営規模拡大で■■■案件となっております。

つぎにその6になります。譲受人が新規就農者の■■■■■さん、譲渡人が■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■他全4筆、田の3,710㎡、公告期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日、使用貸借で、■■■案件となっております。なお、こちらは、親子間設定になっており、親子とも■■■居住で、譲渡人である■■■■■さんが町内に所有する土地を宮崎県農業担い手農業経営改善計画の認定を受けた譲受人の■■■■■さんと契約するものです。また、認定期間が令和10年1月9日までとなっておりますが、それ以降は再認定の手続きを行う予定といております。

その7から31までにつきましては、再設定になりますので説明は省略します。以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第3号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので採決します。
議案第3号について、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第3号については承認されました。

議長 つぎに、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定（中間管理機構）の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それではその1からその35まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の25ページからになります。
こちらのその1から35までにつきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきまして

議長　ただいま議案第４号について説明がありました、質問等はありませんか。

(全員挙手)

議長 つぎに、議案第5号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。

事務局　それでは、議案書の43ページになります。

議長 それでは審議に入ります。その1について質問等はありませんか。

議長 議案第 5 号について、原案の通り受理する事に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員ですので、議案第5号については原案のとおり受理いたします。

ます。

議長 つぎに議案第6号「令和5年度農作業料金について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の44ページになります。

令和5年度の農作業（参考）料金につきましては、こちらは1月17日の西都児湯地区の管内農業委員会事務局長会議において協議を致しました。その結果、宮崎県の最低賃金の改定と、また近隣で料金を設定しております尾鈴農業公社などを参考に、金額の一部と項目の変更を設定しております。細かい内容につきましては、この議案書に載せている中で、3項目ほど変更させてもらっております。荒田耕起とコンバイン刈り取り、こちらは物価高騰等により単価を10%程度上げております。昨年度までバインダーとハーベスタの項目を挙げておりましたが、使用頻度が少ないため作業料金として項目から外させてもらっています。一般作業賃金につきましては、最低賃金が853円ということで、6,830円としております。説明は以上です。

議長 ただいま議案第6号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

質問 コンバイン刈り取りについて、フレコン（作業等について）まではどうなっているか。

事務局 あくまでも、別になりコンバイン刈り取りまでです。

議長 そのほかに質問等はありませんか。

議長 質問等もないようですので、採決します。

議長 議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 挙手全員ですので、議案第6号については承認されました。これにつ
きましたは、町ホームページ等により公表していきたいと思います。

議長 以上をもちまして、令和5年1月27日開会の第1回新富町農業委
員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをも
って閉会いたします。

令和5年1月27日

会 長 平下 裕敏

署名委員 猪俣 忠

署名委員 井崎 誠